

② 宮城県環境基本計画（第4期）

「宮城県環境基本計画」は、「環境基本条例」（平成7年宮城県条例第16号、最終改正：平成15年2月21日）に基づき、宮城県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び県の施策の大綱を定めるもので、「新・宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画であるとともに、本計画に連なる環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものである。また、県民、事業者、民間団体などの各主体が、環境に関し考え、行動する際の指針となるものである。

宮城県では、「持続可能な開発目標（SDGs）」やパリ協定など国内外の動向を十分に踏まえるとともに、「宮城県震災復興計画」（宮城県、平成23年）以降の県民生活や社会経済活動の状況を見据え、環境課題の解決と宮城県の良好な環境の保全及び創造を実現していく環境政策の方向性を打ち出す必要があることから、令和3年3月に第4期となる新たな「宮城県環境基本計画（第4期）」（宮城県、令和3年）を策定した。

なお、宮城県環境基本計画（第4期）の概要は、第3.2.8-22表のとおりである

第3.2.8-22表 宮城県環境基本計画（第4期）の概要

計画概要	
計画期間	令和3年度から令和12年度まで
目指す環境の将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土 ・持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造 ・SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上 ・気候変動の影響への適応
将来像を実現するための政策・施策	<p>【脱炭素社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の更なる推進 ・気候変動対策の推進 ・徹底した省エネルギーの推進 ・地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進 ・水素社会の構築に向けた取組促進
	<p>【循環型社会の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた全ての主体の行動の促進 ・循環型社会を支える基盤の充実 ・廃棄物や循環資源の3R、プラスチック資源の3R+Renewable（再生可能資源への代替）の推進 ・廃棄物の適正処理 ・公共施設等の適正な維持管理と有効活用
	<p>【自然共生社会の形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成 ・生物多様性の保全、自然環境の保全・再生 ・自然資本の活用と価値創造 ・自然環境における気候変動の影響への対策 ・やすらぎや潤いのある生活空間の創造 ・豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり
	<p>【安全で良好な生活環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・土壌環境及び地盤環境の保全 ・地域における静穏な環境の保全 ・化学物質による環境リスクの低減 ・放射性物質による環境リスクへの対応 ・気候変動の影響に対応した水資源の確保

〔「宮城県環境基本計画（第4期）」（宮城県、令和3年）より作成〕

③ 再生可能エネルギー・省エネルギー計画

宮城県では、「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」（平成 14 年宮城県条例第 41 号、最終改正：平成 29 年 3 月 23 日）に基づき、平成 17 年度に「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」（宮城県、平成 17 年）が策定され、震災後の状況を踏まえ平成 25 年度に改定が行われた。本計画は平成 29 年度に行われた中間点検の結果や昨今のエネルギーを取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな計画として「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」（宮城県、平成 30 年）を策定したものである。

なお、再生可能エネルギー・省エネルギー計画の概要は、第 3.2.8-23 表のとおりである。

第 3.2.8-23 表 再生可能エネルギー・省エネルギー計画の概要

計画概要	
計画期間	平成 30 年度から令和 12 年度まで 基準年：平成 25 年度
将来像	【自然・気候】 ・適切に保全された恵み豊かな宮城の自然環境
	【暮らし・住まい】 ・地球の一員として自然と共生するライフスタイル ・無理なく消費エネルギーを減らせる住まい ・資源を大切に使う暮らし ・気候変動影響に適応した暮らし・住まい
	【まち・むら】 ・地域資源をエネルギー源として活用するまちやむら ・低炭素型の生活が定着している都市 ・地域資源が活用され、循環している農山漁村 ・気候変動影響に適応したまち・むら
	【産業・経済】 ・環境に配慮した企業経営と発展する環境関連産業 ・活力が溢れ成長産業化した林業・木材産業 ・低炭素型で魅力豊かに発展する農業・漁業 ・気候変動影響に適応した産業・経済
計画目標	(1) 再生可能エネルギーの導入量 35,969TJ（基準年比 2.2 倍） うち電力 23,262TJ（2,789 百万 kWh） (2) 省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量 59,927TJ（対策前比 19.0%減） うち電力 31,799TJ（3,662 百万 kWh）（対策前比 24.9%減） (3) 電力自給率（再生可能エネルギー（電力）導入量／電力消費量） 25.3%（基準年比 5.5 倍） (4) エネルギー自給率（再生可能エネルギー導入量／エネルギー消費量） 14.1%（基準年比 2.6 倍）
施策展開のコンセプト	(1) 「地球市民マインド」 ～持続可能な開発目標（SDGs）～ (2) 「熱には“熱”を」 ～ジョー“熱”立県～ (3) 「地産地消エネルギーへのこだわり」 ～メイド・イン・みやぎのエネルギー～ (4) 「ヒト・モノ・コトをつなぐ」 ～県は”インターフェース”～ (5) 「環境・経済・社会の統合的向上」 ～クラ（暮）・サン（産）・カン（環）～
施策分野	(1) 県民総ぐるみの省エネルギーの行動の促進 (2) 省エネ化した建物・設備の導入促進 (3) 太陽光発電設備の更なる導入促進と持続利用の促進 (4) 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入と地域での活用促進 (5) 震災の経験を踏まえ、環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進 (6) 産学官連携によるエネルギー設備等環境・エネルギー関連産業の振興 (7) 水素社会の構築に向けた取組促進

〔「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」（宮城県、平成 30 年）より作成〕

④ 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

宮城県では、平成 26 年 1 月に地球温暖化対策の地域計画である「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（宮城県、平成 26 年）を策定し、令和 2 年度の温室効果ガスを、平成 22 年度比で 3.4%削減することを目標として取組みを進めてきた。一方、平成 27 年 12 月に地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、これを受けて我が国では、平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、令和 12 年度までに温室効果ガスを基準年の平成 25 年度比で 26%削減する目標を掲げている。また、平成 30 年 6 月には「気候変動適応法」（平成 30 年法律第 50 号）が制定されるなど、国内外で地球温暖化対策が強化されていることを踏まえ、平成 30 年 10 月に新たな目標の設定やコンセプトに基づいた施策を定めた「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（宮城県、平成 30 年）を策定した。

なお、宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要は、第 3.2.8-24 表に示すとおりである。

第 3.2.8-24 表 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

計画概要		
計画期間	平成 30 年度から令和 12 年度まで 基準年：平成 25 年度	
将来像	【自然・気候】 ・恵み豊かな宮城の自然環境と人々の営み	
	【暮らし・住まい】 ・地球の一員として自然と共生するライフスタイル ・無理なく消費エネルギーを減らせる住まい ・資源を大切に使う暮らし ・気候変動影響に適応した暮らし・住まい	
	【まち・むら】 ・地域資源をエネルギー源として活用するまちやむら ・低炭素型の生活が定着している都市 ・地域資源が活用され、循環している農山漁村 ・気候変動影響に適応したまち・むら	
	【産業・経済】 ・環境に配慮した持続可能な産業・経済活動 ・環境・経済・社会を統合的に発展させる環境関連産業 ・活力が溢れ成長産業化した林業・木材産業 ・低炭素型で魅力豊かに発展する農業・漁業 ・気候変動影響に適応した産業・経済	
計画目標	宮城県における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 31%削減 【補助目標】 ・1 世帯 1 日当たりのエネルギー消費量 26.1% (46.8MJ) 削減 ・自動車 1 台当たりのガソリン消費量 32.4% (272.4L) 削減 ・業務延床面積 1 平方メートル当たりのエネルギー消費量 36.4% (1.16GJ) 削減	
施策	緩和策	【暮らしにおける低炭素化の推進】 ・自然共生型ライフスタイルへの転換の促進 ・建物及び設備・機器の低炭素化の促進 ・3R が容易にできる製品の普及・仕組みの構築
		【地域における低炭素化の推進】 ・地域資源を最大限活用した再生可能エネルギー等の導入促進 ・エネルギー面で強靱かつ効率の高いまちづくりの促進 ・自然的特性を生かした低炭素型の地域づくりの促進
		【産業における低炭素化の推進】 ・環境に配慮した産業・経済活動の促進 ・環境関連産業のさらなる発展に向けた振興 ・林業の成長産業化の促進 ・低炭素型の農業・水産業の導入促進
	適応策	気候変動の影響への適応

〔「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（宮城県、平成 30 年）より作成〕

⑤ 第3次白石市環境基本計画

白石市では、豊かな自然環境を保全しながら、より良好な環境を築き継承するため、平成7年9月に他市町村に先駆けて「白石市環境基本条例」（平成7年白石市条例第22号、最終改正：令和3年3月10日）を制定し、その基本理念の達成に向け平成11年3月に「白石市環境基本計画」（白石市、平成11年）を策定した。その後、平成21年3月に同計画の改定を行い、地球温暖化など地球規模の問題から騒音や悪臭、廃棄物の不法投棄といった身近な生活環境の問題への対応など、多岐多様な施策を総合的、計画的に進めてきた。その後、平成31年3月に計画期間が満了となることから、これまでに掲げてきた理念を継承しつつ、目標とすべき白石市の環境の将来像「水とみどりを誇るまち しろいし」の実現に向け、さらに東日本大震災による再生可能エネルギーへの関心の高まりや、人口減少社会到来などの社会情勢の変化に対応しながら本市の環境政策をさらに推進できるよう、「第3次白石市環境基本計画」（白石市、平成31年）として改定を行っている。

なお、第3次白石市環境基本計画の概要は、第3.2.8-25表に示すとおりである。

第3.2.8-25表 第3次白石市環境基本計画の概要

計画概要	
計画期間	平成31年度から令和10年度まで
基本理念	(1) 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で快適な生活を営むうえで欠くことができないものであり、人と自然が共生できる地域の実現を図るため、人類存続の基盤である環境を将来の世代に継承されるように行われなければならない。 (2) 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な地域を構築するため、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。 (3) 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。
将来の環境像	水とみどりを誇るまちしろいし
基本目標と施策	【「自然環境」 美しい山岳・水辺などの自然環境が残るまち】 ・動物・植物の保全 ・森林・農地の保全 ・公園や緑地の整備・緑化の推進 ・自然とのふれあい
	【「快適環境」 歴史あふれる快適なまち】 ・歴史的・文化的資源の継承 ・マナー・モラルの改善
	【「生活環境」 空気と水のきれいなまち】 ・水環境の保全 ・大気環境の保全 ・騒音・振動の抑制 ・その他の生活環境の保全
	【「循環型社会」 資源を有効活用する地域と資源が共生するまち】 ・廃棄物減量化の推進 ・廃棄物の適正な排出の推進 ・リサイクルの推進
	【「地球温暖化」 地球環境向上に貢献するまち】 ・地球温暖化対策の推進 ・省資源・省エネルギーの促進 ・再生可能エネルギーの導入促進
	【「パートナーシップ・環境教育・学習」 『みんなで環境づくりに取り組むまち』】 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の推進

〔第3次白石市環境基本計画〕（白石市、平成31年）より作成

⑥ 福島県環境基本条例

福島県では、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであることを深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさと福島の実現を目指していくことを目的として、「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例 11 号、最終改正：平成 25 年 3 月 26 日）を制定している。

福島県環境基本条例では、第 3.2.8-26 表のとおり、基本理念及び施策の基本方針を定めている。

第 3.2.8-26 表(1) 福島県環境基本条例の基本理念

基本理念	
1	環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。
2	環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよう適切に行われなければならない。
3	環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければならない。
4	地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるとともに、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければならない。

〔「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例 11 号、最終改正：平成 25 年 3 月 26 日）より作成〕

第 3.2.8-26 表(2) 福島県環境基本条例の施策の基本方針

基本方針	
1	大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
2	生物の多様性の確保が図られること。
3	森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の状況に応じて適正に保全されること。
4	資源の循環的な利用、廃棄物の減量、エネルギーの効率的利用、地域の自然エネルギーの活用等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
5	最上川水系その他の水系ごとの流域における環境について、総合的にその保全及び創造が図られること。
6	人と自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、地域の特性が生かされた良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全を図り、快適な環境の保全及び創造が図られること。

〔「福島県環境基本条例」（平成 8 年福島県条例 11 号、最終改正：平成 25 年 3 月 26 日）より作成〕

⑦ 福島県環境基本計画（第5次）

福島県では「福島県環境基本条例」（平成8年福島県条例11号、最終改正：平成25年3月26日）に基づき、「環境保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向」、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を定めた「福島県環境計画」（福島県、平成9年）を策定し、県民、事業者、市町村等の各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組みを進めてきた。その後、第4次計画が終期を迎えることから、SDGs（持続可能な開発目標）やパリ協定の発効、国の第5次環境基本計画の策定、脱炭素社会の実現の推進、さらには新型コロナウイルス感染症対策への対応といった国内外における動きに加え、福島県総合計画の策定、環境回復の進展、「ふくしまグリーン復興構想」の策定、「福島県2050年カーボンニュートラル」宣言など、本県の環境をめぐる状況の変化を踏まえて、令和3年12月に「福島県環境基本計画（第5次）」（福島県、令和3年）を策定している。

なお、福島県環境基本計画（第5次）の概要は、第3.2.8-27表に示すとおりである。

第3.2.8-27表 福島県環境基本計画の概要

計画概要	
計画期間	令和4年度から令和12年度まで
基本目標	共につくり、つなぎ、かなえる、美しく豊かなみんなのふるさと福島
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の安心した暮らしの実現に向けて、美しく豊かな県土の環境回復が一層進んでいます。 ・美しく豊かな自然環境の創造と継承により、持続的な発展が可能な社会が実現しています。
施策の体系と展開	<p>【基本姿勢Ⅰ 環境回復の推進】</p> <p>① 放射性物質による環境汚染からの回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングのきめ細かな実施と分かりやすい情報発信 ・中間貯蔵施設事業の推進と安全確保 ・除染等の推進 ・汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進 <p>② 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保</p>
	<p>【基本姿勢Ⅱ 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現】</p> <p>① 地球温暖化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民総ぐるみの温室効果ガスの排出削減 ・再生可能エネルギーの更なる導入拡大と地域におけるエネルギーの有効利用 ・再生可能エネルギー・水素関連産業の育成・集積 ・福島新エネ社会構想の実現 ・気候変動への適応 <p>② 循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮したライフスタイルの推進 ・廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用 ・廃棄物の適正な処理 ・環境と調和した事業活動の展開 <p>③ 自然共生社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と自然とのふれあい ・野生鳥獣被害対策 ・猪苗代湖等の水環境保全 ・生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用 ・国立・国定公園等の保全と適正な利用 <p>④ 良好な生活環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気、水、土壌等の環境保全対策 ・公害紛争等の対応 ・化学物質の適正管理等 ・大規模な開発行為への対応 <p>⑤ あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の充実及び参加と連携・協働の推進 ・環境に配慮したゆとりある生活空間の形成 ・情報の収集と提供・発信

〔「福島県環境基本計画（第5次）」（福島県、令和3年）より作成〕

⑧ 福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021～持続可能な社会を目指して～

福島県では、平成 23 年 3 月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」（福島県、平成 23 年）を策定し、東日本大震災後の情勢変化に伴う平成 24 年 3 月の改定を経て、「再生可能エネルギーの飛躍的な推進による新たな社会づくり」を進めてきた。その後、固定価格買取制度（FIT）の見直しや 2050 年カーボンニュートラルに向けた世界潮流、新型感染症の拡大に伴うエネルギー消費の分散化等の再生可能エネルギーを取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえた新たな基本方針として、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021～持続可能な社会を目指して～」（福島県、令和 3 年）を策定した。

なお、福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021 の概要は、第 3.2.8-28 表のとおりである。

第 3.2.8-28 表 福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021 の概要

計画概要	
推進期間	令和 3 年度から令和 12 年度まで
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換 <ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギーの取組による低炭素型社会への転換 ・再エネの最大限利用、社会経済発展と自然環境保全の好循環 ② 復興（地域振興） <ul style="list-style-type: none"> ・地域への利益還元の仕組み構築／エネルギーの地産地消 ・関連産業企業の誘致、新規産業の育成、雇用創出
導入目標	<ul style="list-style-type: none"> ① 2040 年の目標達成に向けて <ul style="list-style-type: none"> ・「2040 年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の 100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」という目標を達成するために 2030 年度における中間目標を 70%とする。 ② 2030 年度の導入目標 <ul style="list-style-type: none"> ・設備容量として約 1,600MW の増加を目指す。
導入のための施策推進	<p>【第 1 の柱】再生可能エネルギーの導入拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 太陽光 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電の多様な促進（蓄電池や PPA の活用等） ・企業等による再エネ調達（RE100 への対応）に向けた大量導入 ・地産地消・自家消費の推進 ② 風力 <ul style="list-style-type: none"> ・阿武隈地域における 360MW の風力発電の導入 ・地域が主体となった更なる風力発電の導入（新規ポテンシャルの開拓） ・技術革新の動向を踏まえつつ漁業との共生等を前提とした洋上風力の検討 ③ 水力 <ul style="list-style-type: none"> ・水道施設や農業用水路などを活用した身近な小水力発電の導入 ・大規模水力発電の機器更新等による出力増強 ④ 地熱 <ul style="list-style-type: none"> ・地元や関係者等との理解醸成を前提とした地熱発電（従来型）の推進 ・既存源泉の活用等による地域参加型の地熱バイナリーの導入 ⑤ バイオマス <ul style="list-style-type: none"> ・様々な資源の有効活用によるバイオマス発電等の導入 ⑥ 熱利用 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設での率先導入、工場等でのヒートポンプ活用 <p>【第 2 の柱】再生可能エネルギー関連産業の集積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・エージェンシーふくしまによる県内企業への伴走支援 ・高校生・大学生・企業等を対象とした風力分野等 O&M 人材育成・確保 等 <p>【第 3 の柱】持続可能なエネルギー社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でのエネルギーの活用（地産地消・スマートコミュニティの推進） ・再エネ導入に伴う地域貢献 等 <p>【第 4 の柱】水素社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションと水素モビリティの普及（トラック等の物流利用も視野） ・水素利活用モデルの構築（工場での熱や原料利用、FH2R 等との連携） 等

〔「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021～持続可能な社会を目指して～」（福島県、令和 3 年）より作成〕

⑨ 福島県地球温暖化対策推進計画

福島県では、平成 23 年 8 月、「福島県復興ビジョン」（福島県、平成 23 年）に原子力に依存しない社会を目指すことなどを踏まえ、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立させるという困難な課題に取り組み、解決していくため、平成 25 年 3 月に改定した「福島県地球温暖化対策推進計画」（福島県、平成 25 年）に基づき、地球温暖化対策を進めてきた。さらに、平成 28 年 3 月に策定した「福島県の気候変動と影響の予測」（福島県、平成 28 年）では、2040 年頃には現在より平均気温が 2℃程度、今世紀末には、削減努力がなされなかった場合には現在より 5.3℃上昇し、さまざまな分野に影響を及ぼすことが予測されたことから、推進計画に気候変動への適応策を追加し、平成 29 年 3 月に改定を行った。その後、令和元年東日本台風等による災害の影響がいまだに残るなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっていることから、令和 3 年 2 月の県議会において、知事が 2050 年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県 2050 年カーボンニュートラル」を宣言したこと等の動向を踏まえ、「福島県地球温暖化対策推進計画」（福島県、令和 3 年）として改定している。

なお、福島県地球温暖化対策推進計画の概要は、第 3.2.8-29 表に示すとおりである。

第 3.2.8-29 表 福島県地球温暖化対策推進計画の概要

計画概要	
計画期間	令和 4 年度から令和 12 年度まで
基本目標	県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県 2050 年カーボンニュートラルの実現
基本姿勢	① 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底 ② 再生可能エネルギー等の最大限の活用 ③ 二酸化炭素の吸収源対策の推進 ④ 気候変動への適応の推進
削減目標	令和 12 年度に 50%、令和 22 年度に 75%削減、令和 32 年度に実質ゼロ（平成 25 年度比）
施策の体系	【視点 1 県民総ぐるみの省エネルギー対策の徹底】 ① 分野横断：地球にやさしいふくしま県民会議を中心とした県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進 等 ② 産業、民生業務部門：産学官金の連携による中小企業の脱炭素化に向けた取組支援 等 ③ 運輸部門：電動車への転換、公共交通機関の利用促進 等 ④ 民生家庭部門：ライフスタイルの変革、電化の促進 等 ⑤ 廃棄物部門廃棄物の排出抑制等の推進、環境に配慮した製品等の購入促進 等
	【視点 2 再生可能エネルギー等の最大限の活用】 ① 再生可能エネルギー等の導入推進 ② 地域循環型の再生可能エネルギーの利用推進 ③ 再生可能エネルギー導入からカーボン・オフセットへの展開
	【視点 3 持続的な吸収源対策の推進】 ① 森林吸収量確保 ② 都市緑化の推進 ③ 藻場・干潟による吸収量確保
	【視点 4 環境・エネルギー関連産業の活性化】 ① 環境・エネルギー関連産業の育成・集積 ② 環境・エネルギー関連産業のビジネスチャンスの拡大 ③ 新技術の研究・開発 ④ 水素社会に向けた対応
	【視点 5 未来のための環境・エネルギー教育の推進】 ① 環境・エネルギー教育の充実 ② 指導者の養成
	【視点 6 脱炭素型の地域づくりの推進】 ① 持続可能なエネルギー社会の構築 ② 環境負荷の少ないまちづくりの推進 ③ 港湾におけるカーボンニュートラルポートの形成

〔「福島県地球温暖化対策推進計画」（福島県、令和 3 年）より作成〕

⑩ 福島市環境基本計画

福島市では、「福島市環境基本条例」(平成10年福島市条例25号)に基づき、市民、事業者及び市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成10年6月に「福島市環境基本計画」(福島市、平成10年)を策定した。さらに、平成23年3月に第2次となる「福島市環境基本計画」(福島市、平成23年)を策定し、平成25年4月に震災による原発事故を受け、計画の一部見直しを行い、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきた。その後、令和3年2月に持続可能な開発目標(SDGs)や「パリ協定」の採択、国の各種計画の策定など環境を取り巻く国内外の情勢の変化や本市が直面している課題、市民・事業者のニーズを踏まえて、今後の環境政策のあり方を示す新たな「福島市環境基本計画」(福島市、令和3年)を策定している。

なお、福島市環境基本計画の概要は、第3.2.8-30表のとおりである。

第3.2.8-30表 福島市環境基本計画

計画概要	
計画期間	令和3年度から令和7年度まで
目指す環境都市像	安心安全で誇りがもてる環境を守り 未来に向け つなぎ 創出する 環境共生都市 ふくしま市
基本方針 ・ 基本施策 ・ 施策項目	【脱炭素社会の実現を目指した気候変動対策】 ① 地球温暖化対策の推進 ・再生可能エネルギーの有効利用の推進 ・温室効果ガス排出削減対策 ・森林等の吸収源対策 ② 気候変動の影響への適応策の推進 ・農作物被害対策 ・大雨等の災害対策 ・健康被害対策 ・生態系の保全
	【持続可能な循環型社会の構築】 ① 資源循環によるごみの減量化の推進 ・ごみの減量化の推進 ・ライフサイクル全体での資源循環の促進 ② 廃棄物の適正処理 ・一般廃棄物の適正処理及び施設の適切な維持管理・整備 ・産業廃棄物の適正処理の指導 等
	【生物の多様性を育む豊かな自然環境との共生】 ① 自然環境の保全と活用 ・森林の保全と活用 ・河川(水辺)の保全と改善 ・農地、里地里山の保全と再生 ② 自然とのふれあいの推進 ・自然とふれあう機会の創出 ・自然を体感できる憩いの場の創出 ③ 動植物の保全と外来種対策の推進 ・生態系全体を考慮した生物の生息・生育環境の保全 ・在来種の保護 等
	【安心安全を支える生活環境の保全】 ① 水資源の保全 ・生活排水、事業活動からの排水対策の推進 ・水質の監視や水源の維持・管理 ② 大気環境の保全 ・事業活動からのばい煙、自動車等からの排ガス対策の推進 ・大気質の監視 ③ その他公害等の未然防止 ・騒音・振動、悪臭、土壌汚染防止対策の推進
	【原子力災害からの環境再生の推進】 ① 放射線対策の充実 ・放射線に対する不安の軽減と健康管理 ・空間放射線量モニタリングの実施 等 ② 原子力災害に関する情報発信 ・本市の現状に関する正しい情報発信 ・農産物等の安全性や魅力の発信
	【市民・事業者とのパートナーシップによる地域づくり・人づくり】 ① 良好な地域資源の保全と創出 ・地域特性を活かした景観の形成・活用 ・自然環境保全関係指定地域の保護 等 ② 環境の側面からの経済活動の支援 ・環境産業(ビジネス)の支援 ・地域資源の活用と保全の好循環の創出 ③ 快適な都市環境の創出 ・環境に配慮した都市環境の確保 ④ 環境教育・環境学習の推進 ・あらゆる場での環境教育・環境学習の推進 ・環境教育・環境学習の場所・機会の整備 等 ⑤ 環境保全活動の推進 ・一人ひとりの環境保全の取組の推進 ・地域における環境美化活動の推進 ⑥ パートナーシップによるネットワーク形成の推進 ・市民、事業者、市が共創した環境保全への取組 ・各種団体等との連携・協力の推進

〔「福島市環境基本計画」(福島市、令和3年)より作成〕

⑪ 福島市脱炭素社会実現実行計画

福島市では、平成 23 年 3 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、温室効果ガス排出抑制等のための施策の推進を図る「福島市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編・区域施策編）（福島市、平成 23 年）を策定し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を実施するための取組みを推進してきた。あわせて、東日本大震災による原子力災害により、平成 27 年 2 月に「原子力に依存しない社会づくり」へ貢献するため、市民・事業者・市が一体となって再生可能エネルギーの導入を積極的に推進する「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」（福島市、平成 27 年）を策定し、再生可能エネルギーの導入を更に推進してきた。その後、「パリ協定」の採択など国内外の情勢の変化や地球温暖化の進行を踏まえ、再生可能エネルギーと省エネルギーの両面から温室効果ガス排出削減を図るとともに、気候変動への適応策も併せて推進することを目的として、令和 3 年 2 月に「福島市地球温暖化対策実行計画」と「福島市再生可能エネルギー導入推進計画」を一体化し、気候変動適応法に基づく気候変動の影響に対する対策を新たに加えた「福島市脱炭素社会実現実行計画」（福島市、令和 3 年）を策定している。

なお、福島市脱炭素社会実現実行計画の概要は、第 3.2.8-31 表に示すとおりである。

第 3.2.8-31 表 福島市脱炭素社会実現実行計画の概要

計画概要	
計画期間	第 1 期計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度まで 長期目標：令和 3 年度から令和 32 年度まで
目指す将来像	チャレンジ 2050 ゼロカーボンふくしま市
温室効果ガスの削減目標	・令和 12（2030）年度に 30%以上削減 ・令和 32 年度までに実質ゼロ
基本方針 ・ 基本施策	【再生可能エネルギーの導入拡大と効果的な活用】 ① 多様な再生可能エネルギーの最大限の導入 ② 水素を中心としたエネルギーの効果的な活用 ③ 域外エネルギーの利用促進
	【省エネルギー・省資源に向けたライフ・ワークスタイルシフト】 ① 交通・移動に関するシフト ② 建物・住宅等に関するシフト ③ 廃棄物に関するシフト ④ ライフ・ワークスタイルシフトを促す普及啓発・教育 ⑤ 省エネルギー・省資源に向けた市の率先的な取組
	【温室効果ガス吸収源の確保に向けた取組の推進】 ① 森林等の保全・適正管理の推進 ② 都市緑化等の推進
	【気候変動を見据えた対策の推進】 ① 農業、森林・林業分野における対策 ② 水環境・水資源分野における対策 ③ 自然生態系分野における対策 ④ 自然災害分野における対策 ⑤ 健康分野における対策 ⑥ 産業・経済活動分野における対策 ⑦ 都市生活分野における対策

〔「福島市脱炭素社会実現実行計画」（福島市、令和 3 年）より作成〕

⑫ 桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～

桑折町では、東日本大震災と原発事故災害を克服すべく、平成24年2月に「桑折町総合計画～復興こおり創造プラン～」（桑折町、平成24年）、平成28年12月に「桑折町総合計画～献上桃の郷こおり創生プラン～」（桑折町、平成28年）を策定し、町の未来像である「みんなとつながり みんなが活躍できる 安心のまち桑折」の実現に向け、各種事業に取り組んできた。その後、令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、コロナ禍がもたらす、新たな社会情勢の変化を見据えた骨太の計画策定が必要となったことから、令和3年9月に「桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～」（桑折町、令和3年）を策定している。

なお、桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～の概要は、第3.2.8-32表に示すとおりである。

第3.2.8-32表 桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～

計画概要	
計画期間	令和4度から令和13年度まで
町の将来像	「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」～「住み続けたいまち 住みたいまち こおり」の実現～
方針・施策	【活力と賑わいに満ちたまちづくり】 ① 農業の振興…農業後継者の育成強化と新規就農者の確保・支援、農地の効率的な利活用促進 等 ② 商工業の振興…商業の活力づくりの推進、新たなサービス導入による商業活性化 等 ③ 土地利用の推進…新たな土地利用の推進、都市的土地利用の推進
	【危機管理に備えた安全・安心のまちづくり】 ① 消防・防災の強化…危機管理体制の強化、消防・救急救助体制の充実、地域防災力の強化 等 ② 生活安全対策の推進…交通安全運動の推進、防犯活動の推進、消費者行政対策の推進
	【暮らしと自然が調和した豊かさを実感できるまちづくり】 ① 都市緑化・景観づくりの推進…魅力ある景観づくりの推進、公園や広場の利便性向上、緑化の推進 ② 道路・交通ネットワークの整備…広域交通網の計画的な形成、地域公共交通の充実 等 ③ 居住環境の充実…空家等対策、耐震化の推進、町営住宅の適切な管理 等 ④ 環境共生の推進…脱炭素社会実現への取り組み推進、再生可能エネルギーの導入推進 等 ⑤ 森林環境の保全…森林環境の保全 ⑥ 環境衛生の充実…廃棄物の適正な処理と資源循環型社会の形成、公衆衛生の向上、公害対策の推進
	【健康長寿で元気なまちづくり】 ① 健康づくりと医療の推進…心と体の健康づくりの推進、健康環境づくりの推進 等 ② 地域福祉と障がい者福祉の推進…地域ぐるみの福祉活動の推進、障がい者支援と社会参加の促進 ③ 高齢者福祉の推進…高齢者支援の充実、交通弱者対策の充実 等 ④ 生涯学習の推進…生涯学習活動の推進、公民館等施設の管理運営、芸術・文化の振興 等 ⑤ 生涯スポーツの推進…健康・体力づくりを目指す生涯スポーツの推進、スポーツ団体等の支援 等
	【子どもを大切にすまちづくり】 ① 子育て支援の充実…子ども・子育て支援事業の推進、母と子の健康づくり推進 等 ② 乳幼児保育と教育の充実…待機児童ゼロの堅持、幼児教育の質の向上と小中学校への接続 等 ③ 学校教育の推進…一人一人の能力を最大限に伸ばす質の高い教育の推進 等
	【交流で絆を育むまちづくり】 ① 観光交流の振興…観光・物産の振興、交流人口の拡大、地域づくり・地域振興 ② 歴史まちづくりの推進…歴史的風致維持向上計画の推進、文化財の保護・活用の推進 等 ③ 移住・定住の促進…移住・定住の促進 ④ シティプロモーションの推進…シティプロモーション戦略の推進、関係人口の創出
	【町民との共創と効率的な行財政運営】 ① 健全で持続可能な財政運営…町財政の健全性維持、自主財源（ふるさと納税等）の確保 等 ② 行政機能の充実強化…持続可能な行政運営、窓口業務の充実 等 ③ 誰もが参加できるまちづくりの推進…町内会活動の活性化、住民自治活動の活性化 等 ④ 広報・広聴の充実…多様な広報ツールを活用したタイムリーな情報発信、広聴機会の充実
重点プロジェクト	① 「21世紀の追分」推進プロジェクト ② 「安全・安心のまち」推進プロジェクト ③ 「環境に優しいまち」推進プロジェクト ④ 「健康で生き生きと暮らせるまち」推進プロジェクト ⑤ 「桑折っ子」育成推進プロジェクト ⑥ 「心地いいまち」推進プロジェクト

〔桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～〕（桑折町、令和3年）より作成）

⑬ 桑折町地域まるごと省エネ計画～桑折町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～

桑折町では、平成 19 年度に第 1 期、平成 23 年度に第 2 期、平成 29 年度に第 3 期として「桑折町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、自らの温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを進めてきた。しかし、温室効果ガスの排出はあらゆる人の生活や事業活動に関係しているものであるため、令和元年 5 月に町・事業者・町民の全ての主体が地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的とした「桑折町地域まるごと省エネ計画～桑折町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」(桑折町、令和元年)を策定している。

なお、桑折町地域まるごと省エネ計画の概要は、第 3.2.8-33 表に示すとおりである。

第 3.2.8-33 表 桑折町地域まるごと省エネ計画の概要

計画概要	
計画期間	令和元年度から令和 12 年度まで
目指す将来像	「みんなとつながり みんなが活躍できる 安心のまち桑折」 ～21 世紀の追分 夢と活力に満ちた 「こおり新時代」の幕開け～
方向性	① 環境、経済、社会の統合的な向上に資するような地方創生型施策の推進を図ります。 ② 地域資源（自然資本、人口資本、社会資本）を維持・質の向上により、地域の経済社会活動の向上を目指します。 ③ 地域資源の活用を通じた環境保全の取り組みにより、地域経済・社会の課題解決を目指します。
削減目標	令和 12 年度までに、平成 25 年度比で 26%削減
基本目標 ・ 施策	【再生可能エネルギーの導入・利用促進】 ① 太陽光発電等の普及促進 ② バイオマス等の活用の推進
	【省エネルギーの推進】 ① 事業者の省エネルギーの推進 ② 町民の省エネルギーの推進 ③ 町の省エネルギーの推進
	【低炭素型まちづくりの推進】 ① 低炭素型車社会づくりの推進 ② 省エネルギーに配慮した建物への転換の促進 ③ 吸収源となる森林の保全・活用 ④ 地産地消の促進
	【循環型社会の推進】 ① ごみの減量化・資源化促進
	【適応策の推進】 ① 適応型防災対策の推進 ② 適応型健康対策の推進
	【多様な人々が取り組む環境づくり】 ① 情報交換の場の醸成 ② 体験・学習の場の創出

〔「桑折町地域まるごと省エネ計画～桑折町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～」(桑折町、令和元年)より作成〕

⑭ 桑折町再生可能エネルギー導入推進計画

桑折町では、平成 27 年 3 月に福島県の地における「脱原発」「原発全基廃炉」の考えの下、原子力に依存しない安全安心で持続可能な循環型社会を目指し、復興再生に向け原発に代わるエネルギーとして再生可能エネルギーの導入を推進するため、「再生可能エネルギー推進の町」を宣言し、平成 28 年 12 月には再生可能エネルギーのさらなる推進と新庁舎の建設などのプロジェクトを進めるため「桑折町総合計画～献上桃の郷こおり創生プラン～」(桑折町、平成 28 年)を策定した。以上を踏まえ、桑折町は町民、事業者、町が一体となって再生可能エネルギーの導入を一層推進するため、再生可能エネルギーの導入の方向性や具体的な取組みを示した「桑折町再生可能エネルギー導入推進計画」(桑折町、平成 29 年)を策定した。その後、令和 3 年 6 月に持続可能で包摂性のある社会を実現し、より良い未来をつくり、次世代へ引き継ぐため「地方創生SDGs推進の町」を宣言するとともに、9 月に「みんなが幸せを実感できる 元気なまち こおり」を基本理念とした「桑折町総合計画～献上桃の郷こおり未来躍動プラン～」を策定したことを受け、総合計画内の重点プロジェクト「環境に優しいまち」を強力に推進するため、「桑折町再生可能エネルギー導入推進計画」(桑折町、令和 4 年)として改定している。

なお、桑折町再生可能エネルギー導入推進計画の概要は、第 3.2.8-34 表のとおりである。

第 3.2.8-34 表 桑折町再生可能エネルギー導入推進計画の概要

計画概要	
計画期間	令和 4 年度から令和 13 年度まで
目指す将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーによる電気導入量を増加させるため、桑折町地球温暖化実行計画や桑折町地域まるごと省エネ計画に基づき、民間活力の導入を図りながら、ZEH や ZEB をはじめとした省エネルギー化対策を推進するとともに、桑折町を特徴づけている緑豊かな自然環境や景観、歴史的・文化的風土、豊富な水資源との調和を保ちながら、地域特性にあった再生可能エネルギーの導入を町民、事業者、町が一体となって進めることで、令和 12 年までに、町内消費電力量の 40%以上のエネルギーを再生可能エネルギーによって、生み出すことを目指す。 ・再生可能エネルギーを積極的に導入し活用することにより、持続可能な循環型社会の構築、地球温暖化防止と環境への負担の少ない低炭素社会の実現を図るとともに、「再生可能エネルギー推進の町」宣言に基づいて、災害・非常時に強く、安全・安心なエネルギーによる地産地消の環境にやさしいまちづくりを進める。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入促進 ② 再生可能エネルギーの効率的な利用の推進
施策	<ul style="list-style-type: none"> (1) 太陽光の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ① 自家消費への転換 ② 太陽熱利用 ③ 蓄電池の利用 (2) 水力の有効活用 (3) バイオマスの有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ① バイオマス熱利用 ② 木質バイオマス発電 ③ 木質以外のバイオマス発電 (4) 風力の有効活用 (5) 地熱の有効利用 (6) 温度差熱の有効利用 (7) 地中熱の有効活用 (8) その他エネルギー <ul style="list-style-type: none"> ① 電気自動車 ② 燃料電池自動車・水素ステーション (9) 再生可能エネルギーを活用したスマートコミュニティの形成

[「桑折町再生可能エネルギー導入推進計画」(桑折町、令和4年)より作成]

⑮ 第6次国見町総合計画

国見町では平成28年3月に策定した「第5次国見町総合計画（後期計画）」（国見町、平成28年）を5年間にわたるまちづくりの指針とし、「豊かで住みよいまち」をスローガンに将来の国見町を見据えた取組みを展開してきた。その後、現在の国見町の状況や社会情勢を的確に判断し、町民、地域、行政がそれぞれの役割を認識しながら、総合的、かつ計画的な町政の運営を図ることを目的として、令和3年4月に「第6次国見町総合計画」（国見町、令和3年）を策定している。

なお、第6次国見町総合計画の概要は、第3.2.8-35表に示すとおりである。

第3.2.8-35表 第6次国見町総合計画の概要

計画概要	
計画期間	令和3年度から令和12年度まで
基本理念	命を大切に 誰もが幸せに暮らすまち くにみ
目標・政策・施策	【健やかに暮らせるまちづくり（保健・福祉）】 ① いつまでも健康に暮らせるまち（保健） ・地域医療連携の推進 ・健康づくりの推進 ・継続的な保健事業の推進 ② 共に支えあい暮らせるまち（福祉） ・高齢者の日常生活支援 ・介護予防 ・支援の推進・障がい者の自立支援 等
	【安全・安心な優しいまちづくり（防災防犯・都市基盤・生活環境）】 ① 安全・安心に暮らせるまち（防災防犯） ・防災と災害時対策の充実 ・消防・救急体制の充実 ・交通安全・防犯の推進 ② 便利で快適なまち（都市基盤） ・有効な土地利 ・利用しやすい公共交通 ・住宅の整備と空家対策 ・道路・河川の整備 ③ 環境に優しいまち（生活環境） ・循環・再生型社会の実現 ・公園緑地と景観の保全 ・上下水道の整備
	【未来につながるまちづくり（子育て・義務教育・生涯学習）】 ① 安心して子どもを産み育てられるまち（子育て） ・子育て支援の推進 ・子どもの権利の保護 ② 生きる力をはぐくむまち（義務教育） ・子どもの生きる力の育成 ・地域とともにある教育 ・学習環境の充実 ③ 誰もがいつまでも学び続けられるまち（生涯学習） ・生涯学習の推進 ・芸術文化の振興 ・スポーツの推進 ・歴史まちづくりの推進
	【恵まれた資源を活かしたまちづくり（農林業・商工観光）】 ① おいしい農産物のあるまち（農林業） ・農業生産基盤の整備充実 ・担い手の育成と経営支援 ・ブランド開発と販路拡大 ② 魅力あふれる働きがいのあるまち（商工観光） ・商業の活性化 ・新産業創出と起業家支援 ・道の駅利活用と観光振興
	【相互理解と共感のあるまちづくり（行財政）】 ① 身近で信頼されるまち（行財政） ・持続可能な行財政運営 ・職員の人材育成 ・効果的な広報広聴
	【町として生きる（協働・交流連携）】 ① 力をあわせてつくるまち（協働） ・協働のまちづくりの推進 ・人権の尊重 ・男女共同参画の推進 ② 人が集まりまた来たくなるまち（交流連携） ・交流連携の推進 ・移住定住と関係人口創出 ・プロモーションの推進

〔第6次国見町総合計画〕（国見町、令和3年）より作成

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)に基づく自然公園の指定状況は、第 3.2.8-36 表及び第 3.2.8-5 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に宮城県指定の「蔵王高原県立自然公園」が存在している。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)。

第 3.2.8-36 表 自然公園の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	概要	関係自治体
蔵王高原県立自然公園 (昭和 22 年 2 月 21 日)	20,606	蔵王連峰の山麓が長く尾を引く丘陵地域であり青麻山、小原溪谷、材木岩などがある。また、遠刈田、小原温泉なども含まれている。	白石市、蔵王町、川崎町、七ヶ宿町

[「国立・国定公園及び県立自然公園」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成]

② 自然環境保全法等の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく自然環境保全地域、「自然環境保全条例」（昭和 47 年宮城県条例第 25 号、最終改正：平成 29 年 12 月 21 日）及び「福島県自然環境保全条例」（昭和 47 年福島県条例第 55 号、最終改正：平成 22 年 10 月 8 日）に基づく自然環境保全地域及び緑地環境保全地域はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に基づく自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

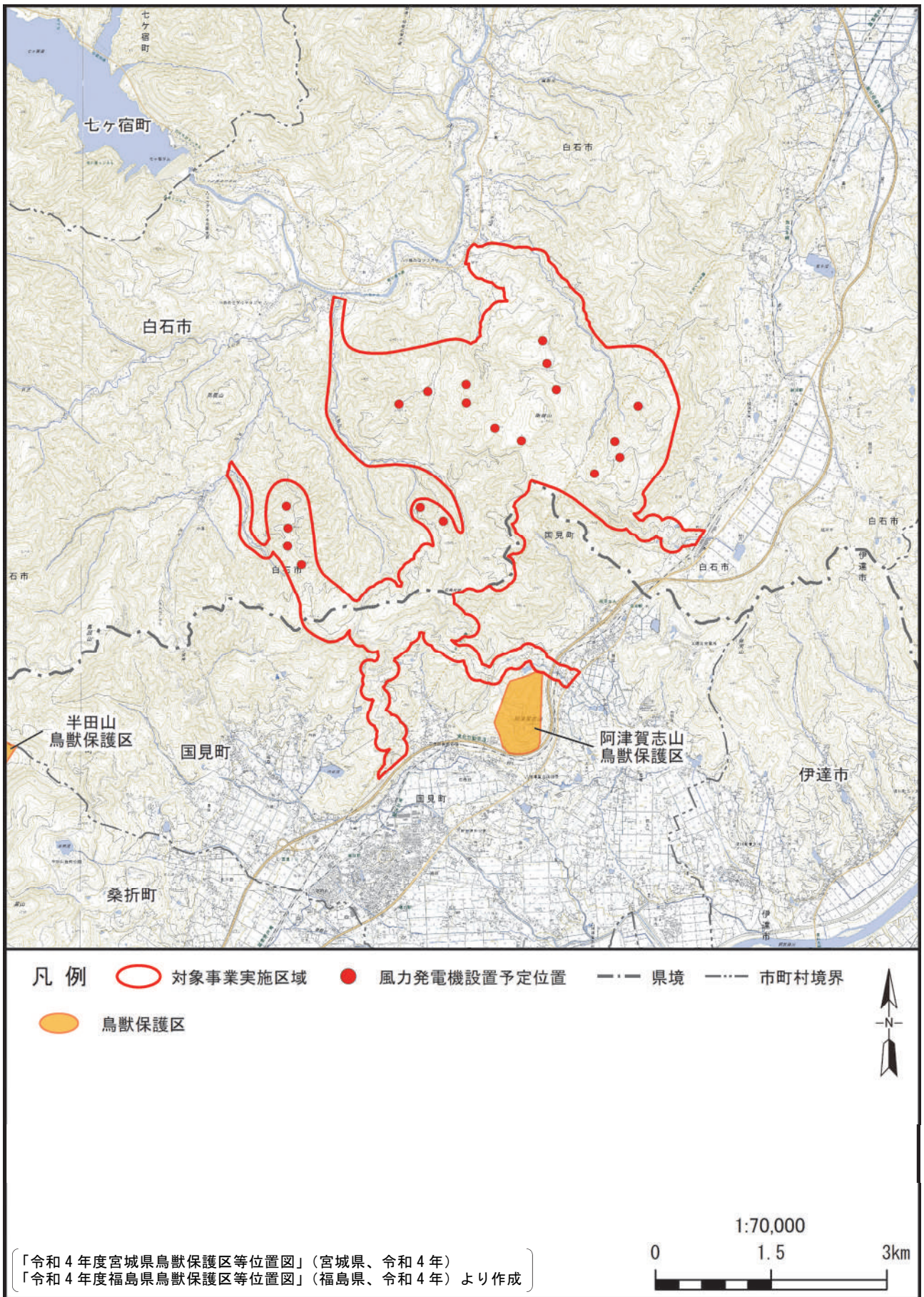
⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区は、第 3.2.8-37 表及び第 3.2.8-6 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に福島県指定の「半田山鳥獣保護区」及び「阿津賀志山鳥獣保護区」が存在している。

第 3.2.8-37 表 鳥獣保護区の指定状況

名 称	所在地	指定区分	面積 (ha)	期 限
半田山鳥獣保護区	桑折町、福島市	森林鳥獣生息地	1,402	令和 4 年 10 月 31 日
阿津賀志山鳥獣保護区	国見町	身近な鳥獣生息地	57	令和 20 年 10 月 31 日

〔「令和 4 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」（宮城県、令和 4 年）
「令和 4 年度福島県鳥獣保護区等位置図」（福島県、令和 4 年）
「宮城県環境生活部自然保護課へのヒアリング」（令和 4 年）より作成〕



第 3. 2. 8-6 図 鳥獣保護区の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

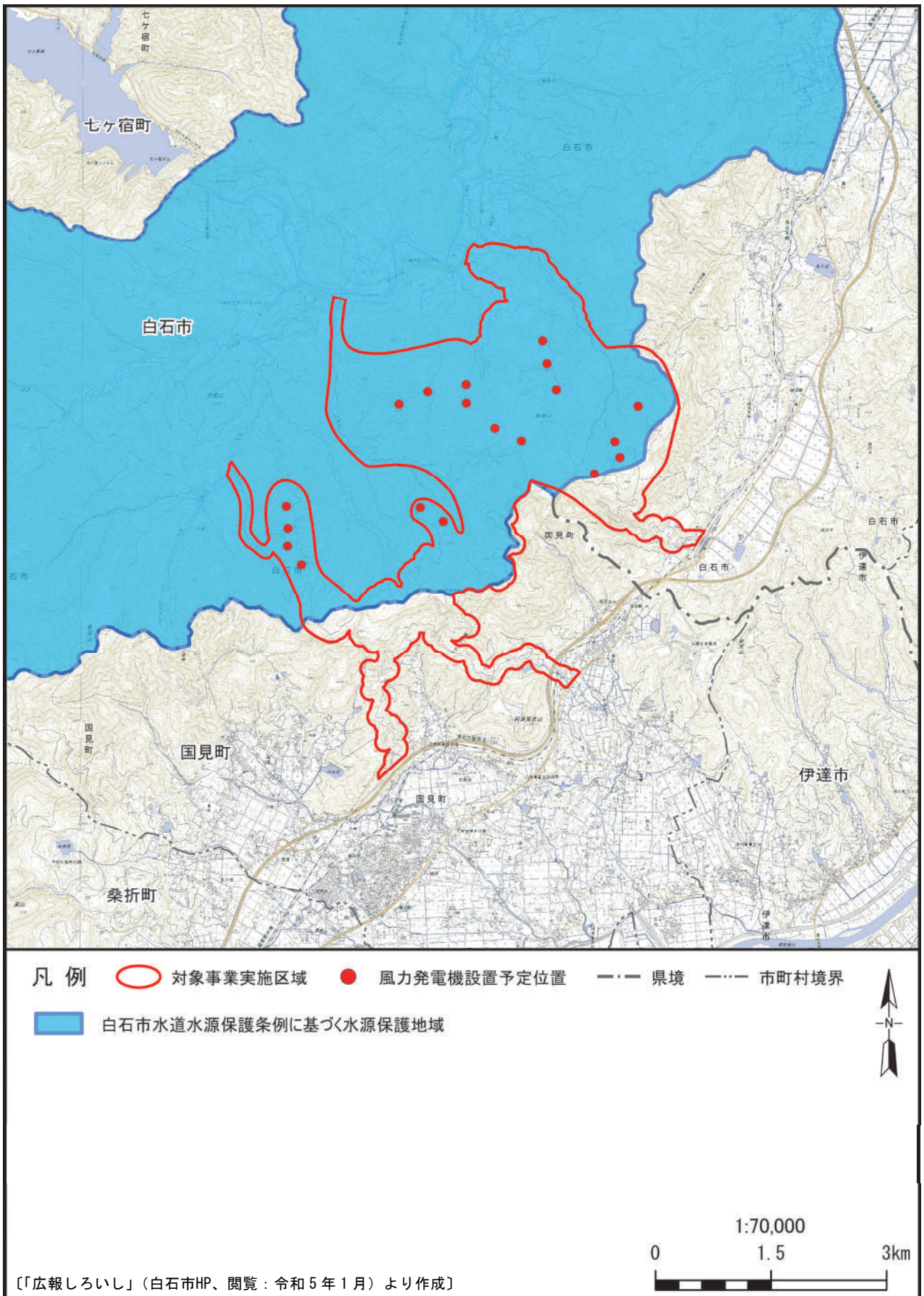
対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑧ 水源保護地域等

対象事業実施区域及びその周囲における「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成 16 年宮城県条例第 42 号）に基づく水道水源特定保全地域、「白石市水道水源保護条例」（平成 13 年白石市条例第 10 号）及び「福島市水道水源保護条例」（平成 14 年福島市条例第 37 号）に基づく水源保護地域の指定状況は第 3.2.8-7 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には、白石市水道水源保護条例に基づく水源保護地域が存在する。



第 3.2.8-7 図 白石市水道水源保護条例に基づく水源保護地域の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は、第 3.2.8-38 表及び第 3.2.8-8 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に史跡、史跡・名勝、天然記念物及び記念物が存在する。

また、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3.2.8-39 表及び第 3.2.8-9 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に存在する。

第 3.2.8-38 表 史跡・名勝・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
国	特別天然記念物	カモシカ	地域を定めず（宮城県・福島県）
国	特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず（福島県）
国	天然記念物	ヤマネ	地域を定めず（宮城県・福島県）
国	天然記念物	イヌワシ	地域を定めず（宮城県・福島県）
国	天然記念物	ヒシクイ	地域を定めず（宮城県）
国	天然記念物	マガン	地域を定めず（宮城県）
国	天然記念物	小原の材木岩	宮城県白石市小原清水・上台
国	天然記念物	小原のヒダリマキガヤ	宮城県白石市小原湯沢神前
国	天然記念物	ヨコグラノキ北限地帯	宮城県白石市小原上台
国	天然記念物	小原のコツブガヤ	宮城県白石市小原御仮屋
国	史跡	石母田供養石塔	福島県国見町石母田字中ノ内
国	史跡	阿津賀志山防塁	福島県国見町大木戸、石母田、西大枝
宮城県	天然記念物	嘉右衛門山の逆さケヤキ	宮城県白石市大平中目字梨ノ木平山
国見町	天然記念物	深山神社の大榎大藤	福島県国見町鳥取字深山
国見町	天然記念物	御瀧神社の湧水	福島県国見町光明寺字瀧沢
国見町	天然記念物	義経の腰掛松	福島県国見町石母田笠松
桑折町	記念物	半田銀山遺跡	福島県桑折町南半田字女郎橋ほか堰下古墳
桑折町	記念物	早田傳之助宅 附羽州街道	福島県桑折町北半田字御免町
国見町	史跡	堰下古墳	福島県国見町泉田字堰下
国見町	史跡	大木戸窯跡	福島県国見町大木戸字中野窪
国見町	史跡	岩淵遺跡	福島県国見町高城字岩淵
国見町	史跡	森山第四号墳	福島県国見町森山字上野薬師
国見町	史跡	半田銀山二階平坑口跡	福島県国見町泉田字二階平
国見町	史跡	旧奥州道中国見峠長坂跡	福島県国見町大木戸字長坂
国見町	史跡	石母田城跡	福島県国見町石母田字館ノ内
国見町	史跡	泉田小学校跡	福島県国見町泉田字立町
国見町	史跡	藤田城跡	福島県国見町山崎字宮館
国見町	史跡	旧羽州街道小坂峠道跡	福島県国見町鳥取字峠下
国見町	史跡	王壇古墳	福島県国見町西大枝字王壇

「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「指定文化財一覧」（宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「白石市内の指定文化財」（白石市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「福島市の文化財」（福島市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）
「桑折町歴史的風致維持向上計画」（桑折町、平成 28 年）
「国見町歴史文化基本構想」（国見町、令和 2 年）
「伊達市内の指定文化財一覧」（伊達市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

第 3. 2. 8-39 表(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況(宮城県)

番号	遺跡名	市町村	種別	時代
1	原遺跡	宮城県七ヶ宿町	散布地	縄文
2	若林山遺跡	宮城県七ヶ宿町	集落	縄文前・中
3	原尻遺跡	宮城県七ヶ宿町	散布地	縄文
4	小梁川遺跡	宮城県七ヶ宿町	集落	縄文前～晩・平安
5	小梁川東遺跡	宮城県七ヶ宿町	集落	旧石器・縄文中～晩・平安
6	道端遺跡	宮城県七ヶ宿町	集落	縄文早・前・後・弥生
7	養源寺跡	宮城県七ヶ宿町	寺院・散布地	縄文中・近世
8	大倉遺跡	宮城県七ヶ宿町	集落	縄文早・前・後
9	野沢倉山遺跡	宮城県七ヶ宿町	散布地	縄文中
10	六角館跡	宮城県白石市	城館	中世
11	赤井畑遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文中・後・古代
12	岩井倉館跡	宮城県白石市	城館	中世
13	大熊南遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文早・前・晩
14	矢越遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文後晩・弥生
15	東遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文中
16	大熊館跡	宮城県白石市	城館	中世
17	高館跡	宮城県白石市	城館	中世
18	猿鼻遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文中
19	白沢遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文
20	東小館跡	宮城県白石市	城館	中世
21	赤館跡	宮城県白石市	城館	中世
22	地藏院館跡	宮城県白石市	城館・散布地	縄文・中世
23	休宮遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
24	飯詰館跡	宮城県白石市	城館	中世
25	亀田西遺跡	宮城県白石市	散布地	古墳・平安
26	竹ノ花遺跡	宮城県白石市	散布地	不明
27	鶴巻遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
28	亀田古墳群	宮城県白石市	前方後円墳・円墳	古墳
29	弥平田遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
30	小山田遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
31	西浦遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文
32	御所館跡	宮城県白石市	城館	中世
33	中森遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文
34	馬牛館跡	宮城県白石市	城館	中世
35	馬牛沼遺跡	宮城県白石市	散布地	奈良～近世
36	原遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文・平安
37	明堂館跡	宮城県白石市	城館	中世
38	山道館跡	宮城県白石市	城館	中世
39	山道遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
40	中ノ在家遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文・古代
41	太斎館跡	宮城県白石市	城館	中世
42	矢尻遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
43	乙森小屋館跡	宮城県白石市	城館	中世
44	微妙館跡	宮城県白石市	城館	中世
45	西B遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文後・平安
46	鶴巻田遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文中
47	八幡台館跡	宮城県白石市	城館	中世
48	熊谷前遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文後・弥生・古代
49	覚永寺跡	宮城県白石市	寺院	近世
50	鳥沢小屋館跡	宮城県白石市	城館	中世
51	峠沢遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文後・古代

〔「宮城県遺跡地図情報」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

第 3. 2. 8-39 表 (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況 (宮城県)

番号	遺跡名	市町村	種別	時代
52	古屋敷遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文前・古代
53	馬場台遺跡	宮城県白石市	散布地	旧石器・縄文・古代
54	丑形山館跡	宮城県白石市	城館	中世
55	十郎館跡	宮城県白石市	城館	中世
56	別当館跡	宮城県白石市	城館	中世
57	山頭遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文・平安
58	権現館跡	宮城県白石市	城館	中世
59	大仏上遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文・古代
60	虚空蔵館跡	宮城県白石市	城館	中世
61	市野遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
62	深山館跡	宮城県白石市	城館	中世
63	樋ノ口遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文・古代
64	高寺山遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
65	高寺山館跡	宮城県白石市	城館	中世・近世
66	湯ノ倉館跡	宮城県白石市	城館	中世
67	船ヶ作入遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文
68	小坂 B 遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
69	小坂 A 遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
70	笹森小屋館跡	宮城県白石市	城館	中世
71	愛宕館跡	宮城県白石市	城館	中世
72	栃窪遺跡	宮城県白石市	散布地	平安
73	岩崎 A 遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文中・平安
74	岩崎 B 遺跡	宮城県白石市	散布地	平安
75	愛宕山遺跡	宮城県白石市	散布地	古代
76	小屋館跡	宮城県白石市	城館	中世
77	畏場 A 遺跡	宮城県白石市	散布地	縄文・古代

[「宮城県遺跡地図情報」(宮城県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成]

第 3. 2. 8-39 表 (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況 (福島県)

番号	遺跡名	市町村	種別	時代
78	赤瀬館跡	福島県桑折町	城館	中世
79	六丁目条里遺構	福島県桑折町	田畑	奈良 平安
80	北半田古館跡	福島県桑折町	城館	中世
81	堀ノ内館跡	福島県桑折町	城館	中世
82	羽州街道小坂峠道	福島県国見町	交通	中世 近世
83	松音寺跡	福島県国見町	社寺	中世
84	小屋館跡	福島県国見町	城館	中世
85	小屋館遺跡	福島県国見町	散布地	平安
86	神武山遺跡	福島県国見町	散布地	平安
87	道場跡	福島県国見町	社寺	中世
88	桐目木遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
89	西遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
90	内谷山館跡	福島県国見町	城館	中世
91	内谷館跡	福島県国見町	城館	中世
92	黒田屋敷跡	福島県国見町	城館	中世
93	花館跡	福島県国見町	城館	平安
94	歌丸屋敷跡	福島県国見町	城館	中世
95	荒田遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
96	山崎城跡	福島県国見町	城館	鎌倉 中世
97	山崎条里遺構	福島県国見町	田畑	奈良 平安 古代 中世
98	藤田城跡/源宗山/古館	福島県国見町	城館	鎌倉 中世
99	山崎小館跡	福島県国見町	城館	奈良 平安 中世
100	藤田古館館跡	福島県国見町	城館	中世
101	堰下遺跡	福島県国見町	散布地	弥生
102	大清水遺跡	福島県国見町	散布地	弥生
103	正玄堂跡	福島県国見町	社寺	平安
104	割田遺跡	福島県国見町	散布地	弥生 古墳 奈良 平安
105	満福寺跡	福島県国見町	社寺	中世
106	西館跡	福島県国見町	城館	中世
107	西宮院跡	福島県国見町	社寺	中世 近世
108	樋口遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
109	館ノ内遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
110	石母田城跡	福島県国見町	城館	鎌倉 中世(細分不明)
111	西畑遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
112	東畑遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
113	陣場館跡	福島県国見町	城館	平安
114	作道遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
115	山館跡	福島県国見町	城館	平安
116	芳ヶ入遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
117	家老遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
118	中山遺跡	福島県国見町	散布地	旧石器 縄文
119	中島遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
120	奥州道中国見峠長坂跡	福島県国見町	交通	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安 中世 近世
121	鹿島遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
122	国見山下遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
123	竹ノ花遺跡	福島県国見町	散布地	奈良 平安
124	涌水遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
125	涌水横穴墓群	福島県国見町	横穴	古墳 飛鳥白鳳 奈良
126	大木戸窯跡群	福島県国見町	窯	奈良 平安
127	遠光原山窯跡	福島県国見町	窯	奈良
128	遠光原山遺跡	福島県国見町	散布地	縄文

〔「文化財総覧 WebGIS」(奈良文化財研究所 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

第 3. 2. 8-39 表(4) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況(福島県)

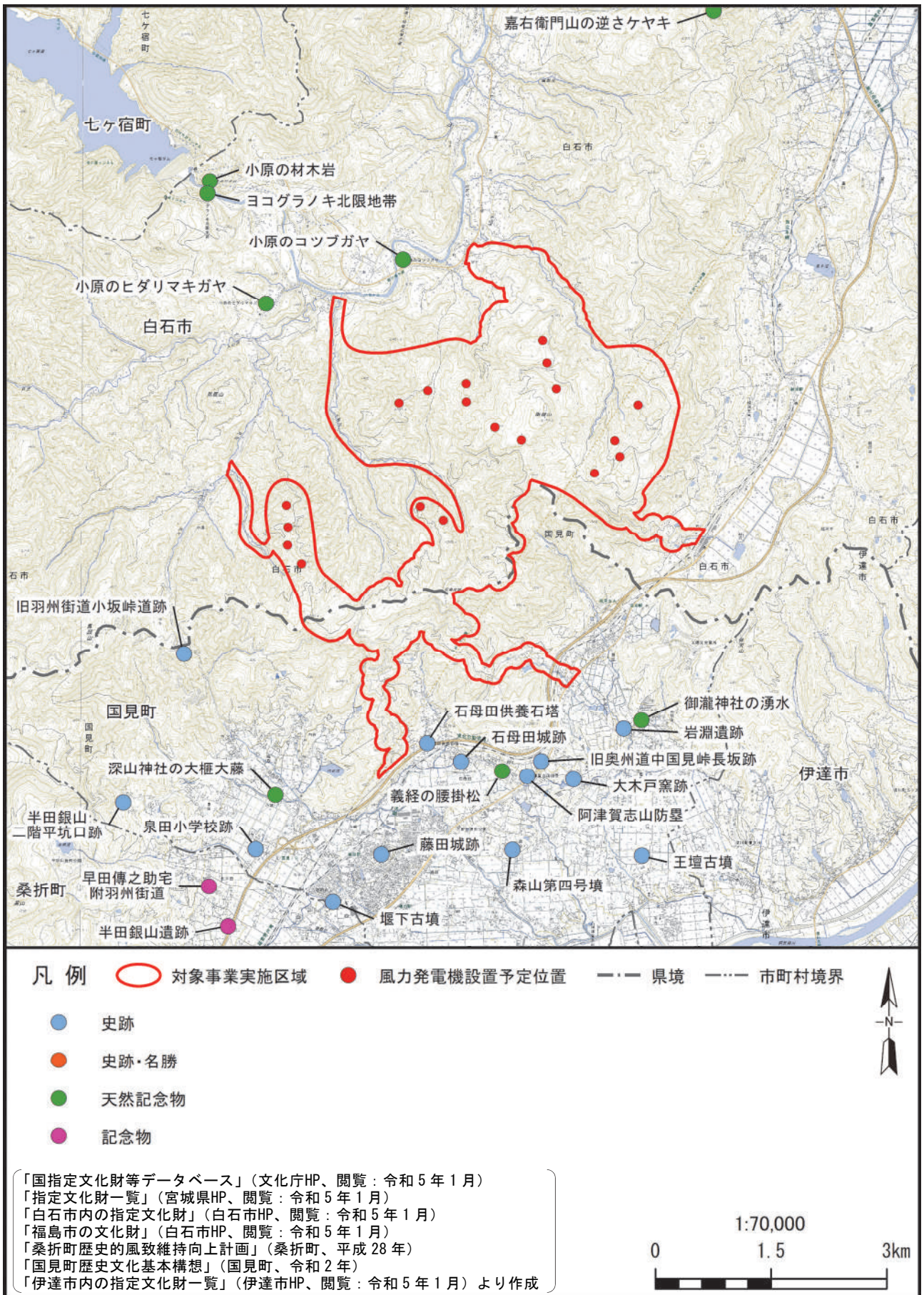
番号	遺跡名	市町村	種別	時代
129	大木戸古墳群	福島県国見町	古墳	古墳
130	遠矢崎城跡	福島県国見町	城館	平安
131	中島砦跡	福島県国見町	城館	平安 中世
132	森山館跡	福島県国見町	城館	中世
133	森山古墳群	福島県国見町	古墳	古墳
134	森山西館跡	福島県国見町	城館	中世
135	太田川遺跡	福島県国見町	散布地	古墳
136	東大窪館跡	福島県国見町	城館	中世
137	川崎遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
138	正光寺跡	福島県国見町	社寺	中世
139	大光寺跡	福島県国見町	社寺	中世
140	西大窪館跡	福島県国見町	城館	中世
141	高橋館跡	福島県国見町	城館	中世
142	高橋遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
143	元木在家跡	福島県国見町	集落	中世
144	長館跡	福島県国見町	城館	中世
145	西大枝石田遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
146	原鍛冶館跡	福島県国見町	城館	中世
147	原鍛冶製鉄跡	福島県国見町	製鉄	平安
148	築館跡	福島県国見町	城館	中世
149	西大枝古館跡	福島県国見町	城館	中世
150	瀬戸屋敷跡	福島県国見町	城館	中世
151	竹ノ内遺跡	福島県国見町	散布地	縄文 弥生
152	中屋敷跡	福島県国見町	城館	中世 近世
153	霞館跡	福島県国見町	城館	中世
154	水口屋敷跡	福島県国見町	城館	中世
155	金谷館跡	福島県国見町	城館	戦国 中世
156	上金谷遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
157	山居製鉄跡	福島県国見町	製鉄	平安
158	山居瓦窯跡	福島県国見町	窯	平安
159	大正寺跡	福島県国見町	社寺	中世
160	高城石田遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
161	志久遺跡	福島県国見町	散布地	弥生
162	土居館跡	福島県国見町	城館	中世
163	岩渕遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
164	車遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
165	滝沢遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
166	根岸遺跡	福島県国見町	散布地	縄文
167	東明寺館跡	福島県国見町	城館	中世
168	山田遺跡	福島県国見町	散布地	縄文 弥生
169	根岸館跡	福島県国見町	城館	中世
170	青木遺跡	福島県国見町	散布地	縄文 弥生
171	雷神山遺跡	福島県国見町	製鉄	平安
172	東越館跡	福島県国見町	城館	平安
173	物見山館跡	福島県伊達市	城館	中世
174	一本松遺跡	福島県伊達市	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
175	西高丸北遺跡	福島県伊達市	製鉄	中世 近世
176	西高丸南遺跡	福島県伊達市	製鉄	中世 近世
177	東高丸遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文
178	大木戸西遺跡	福島県伊達市	製鉄	中世 近世
179	伊四郎遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文

〔「文化財総覧 WebGIS」(奈良文化財研究所 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕

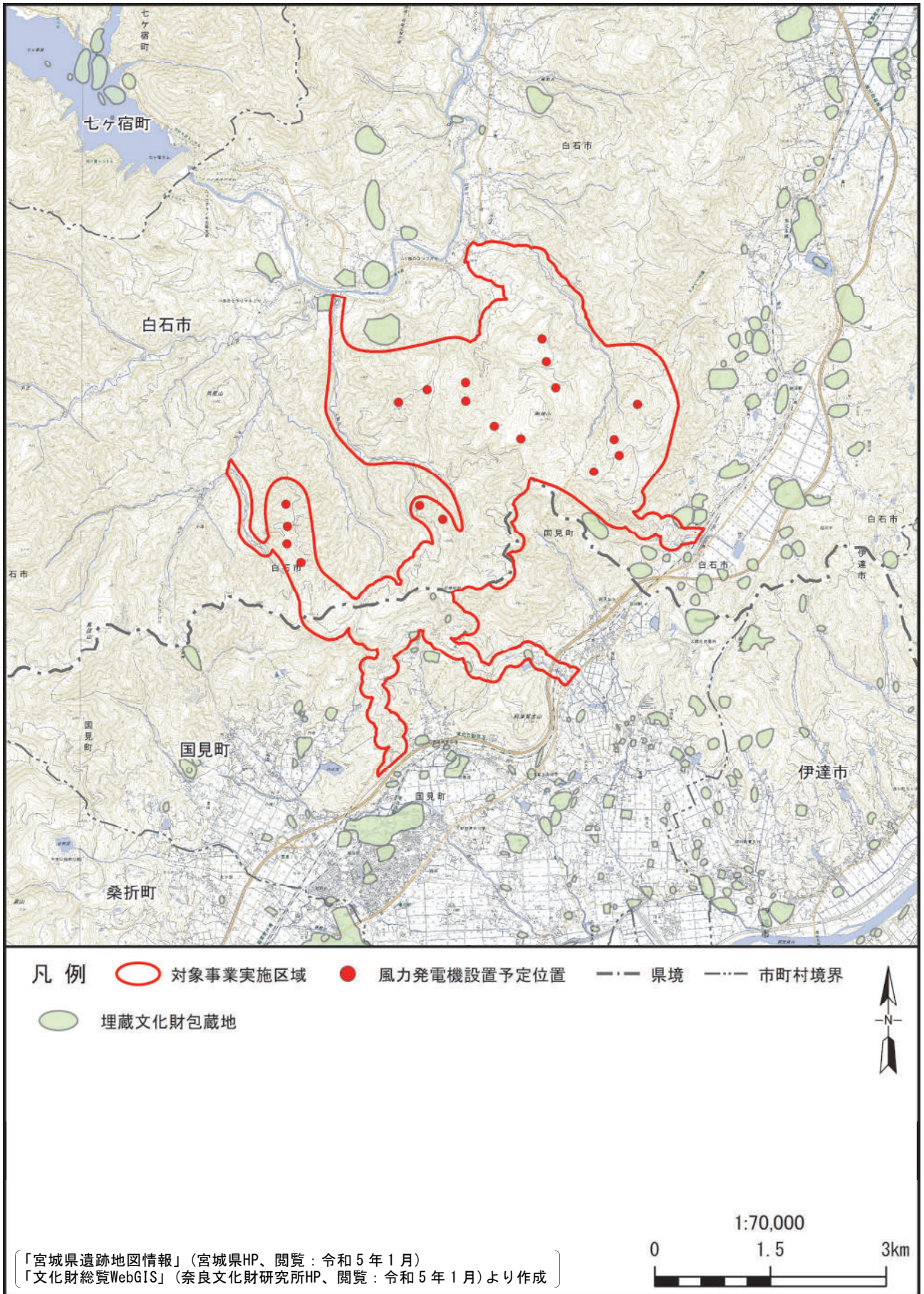
第 3. 2. 8-39 表 (5) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況 (福島県)

番号	遺跡名	市町村	種別	時代
180	金谷山遺跡	福島県伊達市	製鉄	中世 近世
181	滑沢遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文 弥生 古墳
182	菖蒲ヶ入遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文
183	百姓館跡	福島県伊達市	城館	中世
184	姥懐遺跡	福島県伊達市	製鉄	近世
185	尾高松北遺跡	福島県伊達市	散布地	古墳 飛鳥白鳳 奈良 平安
186	尾高松南遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文 奈良 平安
187	金谷遺跡	福島県伊達市	製鉄	近世
188	田中遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文
189	里遺跡	福島県伊達市	散布地	奈良 平安 中世
190	八幡内遺跡	福島県伊達市	散布地	奈良 中世 近世
191	荒田遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文 奈良 平安
192	林正寺遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文
193	住吉館跡/住吉館	福島県伊達市	城館	室町 中世
194	矢洗遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文 弥生 古墳
195	本館跡	福島県伊達市	城館	中世
196	南町裏遺跡	福島県伊達市	社寺	中世
197	北町遺跡	福島県伊達市	散布地	古墳 平安
198	高原遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文 弥生 奈良 平安
199	愛宕山遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文
200	五斗蔭遺跡	福島県伊達市	散布地	奈良 平安 中世
201	西下町遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文 中世
202	神明前遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文 弥生
203	館腰遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文 古墳 奈良 奈良 平安
204	大枝城跡/袖ヶ崎城	福島県伊達市	城館	室町 中世 近世
205	館前遺跡	福島県伊達市	散布地	弥生
206	舟生小館跡	福島県伊達市	城館	中世 近世
207	八幡小館跡	福島県伊達市	城館	中世
208	八幡小館遺跡	福島県伊達市	散布地	縄文
209	時内遺跡	福島県伊達市	散布地	近世
210	西大窪遺跡	福島県伊達市	散布地	中世 近世
211	愛宕館跡	福島県伊達市	城館	中世
212	宮下遺跡	福島県伊達市	散布地 その他 集落 城館	縄文 弥生 平安 中世 江戸 近世
213	五十沢館跡	福島県伊達市	城館	中世

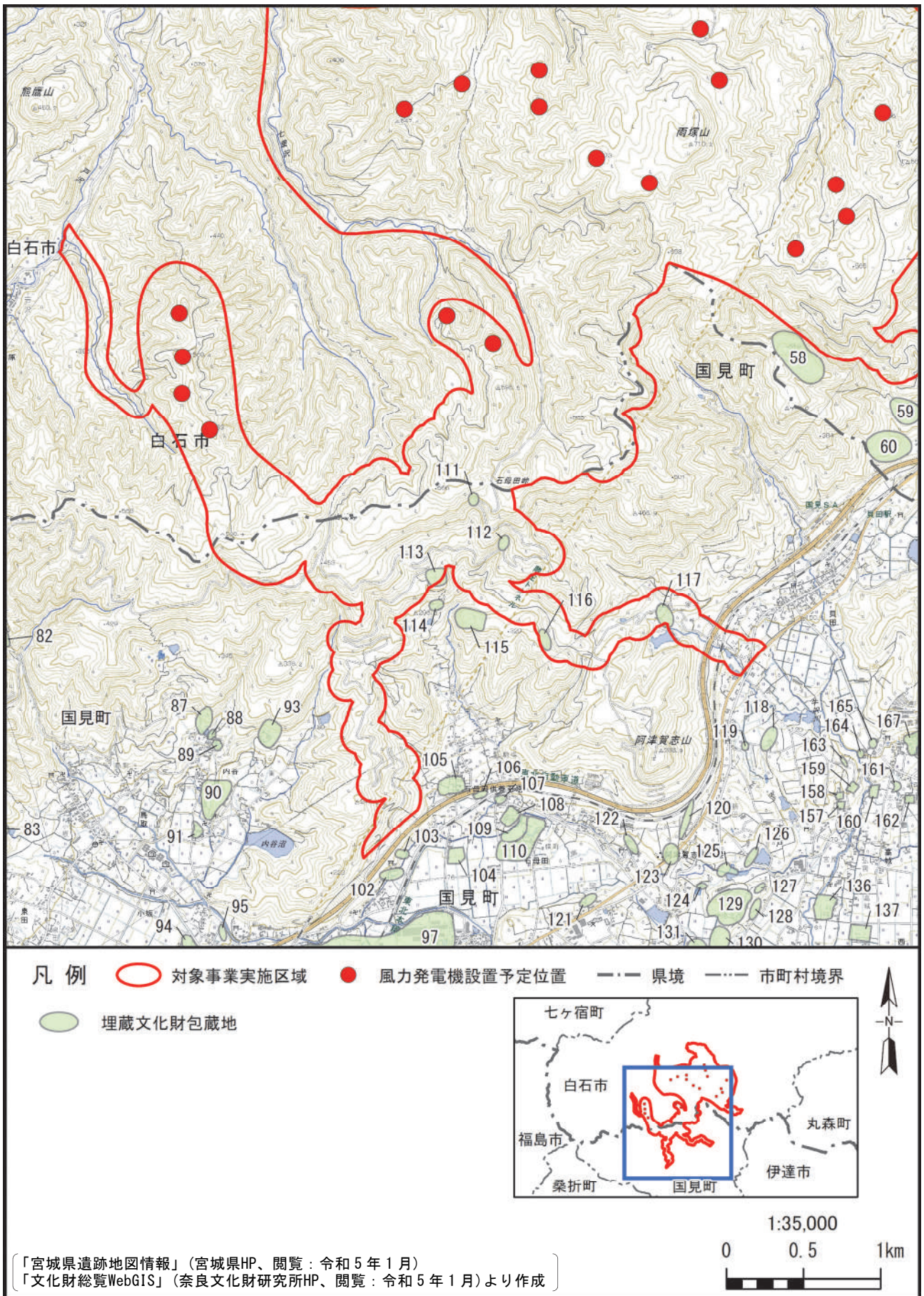
〔「文化財総覧 WebGIS」(奈良文化財研究所 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)より作成〕



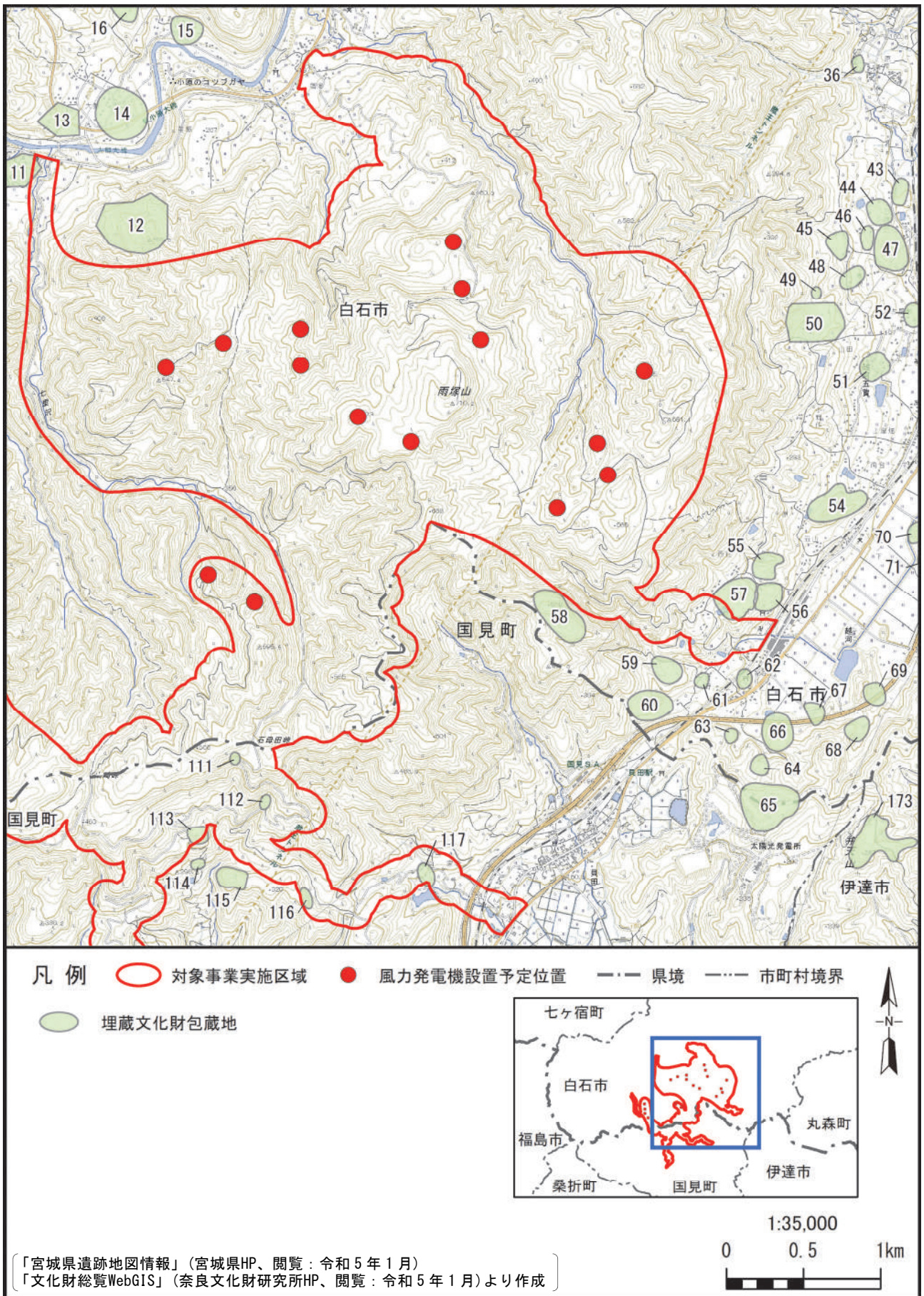
第 3. 2. 8-8 図 史跡・名勝・天然記念物の状況



第 3.2.8-9 図(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況



第 3. 2. 8-9 図(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況 (拡大版①)



第 3. 2. 8-9 図(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況 (拡大版②)

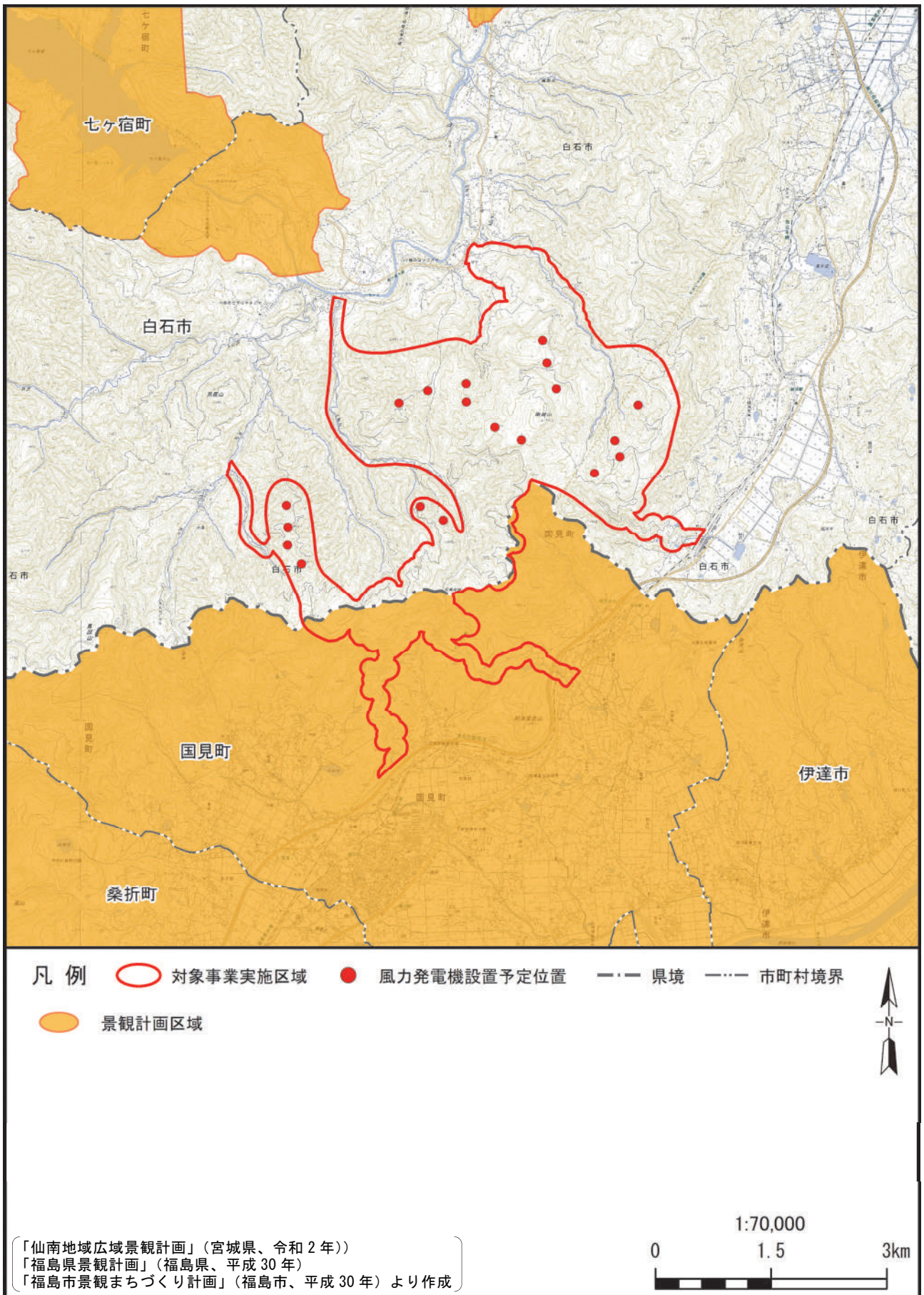
(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

「景観法」(平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)及び「福島市景観条例」(平成 30 年福島市条例第 50 号)に基づく景観計画区域の指定状況は第 3.2.8-10 図の通りであり、対象事業実施区域及びその周囲に景観計画区域が存在している。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日)により指定された風致地区はない。



第 3.2.8-10 図 景観計画区域の指定状況